

# フレンドシップ補助金制度

## 1. 目的

社員相互の親睦融和を図り、業務の効率化を促進するとともに、当社発展の為に社員の英気を養うことを目的とする

## 2. 内容と期間

次の半年単位で各1回、社員同士での飲食費やスポーツなどの遊技料を補助する事とする

①第1期 平成30年 6月21日 ~ 平成30年12月20日

②第2期 平成30年12月21日 ~ 平成31年 6月20日

## 3. 補助金額

1人1回3,000円(税込)を上限とする。

例)

①3人で1万5千円使った

⇒1人5千円・・・会社補助1人3千円 個人負担2千円

②3人で7千5百円使った

⇒1人2千5百円・・・会社補助1人2千5百円 個人負担0円

補助金の範囲内で、実際に使った金額を補助します

## 4. 対象

①役員及び社員

②パート、アルバイト社員

③高年齢継続雇用者、期間雇用契約社員

## 5. 条件

①必ず、対象者3名以上で実施する

(社員は交流を深める為、何度付き合っても構わないが1人1回3千円までとする)

## 6. 精算方法

①精算は、必ず実際に使った金額が記載されたレシートを添付する

②精算は、原則、担当者一括で精算するのではなく、個別に精算とする。

この場合、レシートを人数分コピーし、個別に金銭精算請求書ワークフローに添付する

また、レシート原本のみ領収書添付用紙に張り付けて提出する

③精算時、金銭精算請求書の内容欄に「フレンドシップ補助金」と記入の事

④精算時には参加者の氏名を全て記入する事

参加者の氏名で当社員が2名以下の場合は無効とする

## 7. その他

①仮払いが必要な時は、仮払い申請書で銀行の3営業日前までに申請する事、

当日の申請は一切認めない

②予算が余ったからと言って、日にちを変えて再度使用は禁止する